

はあと薬局在宅センター無菌調剤室の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、はあと薬局在宅センターの無菌調剤室を利用して、中心静脈栄養法にかかる医薬品、その他医薬品の調製を行う場合の手続き、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(利用の申し込み)

第2条 本施設の利用希望者は、次に掲げる方法によりはあと薬局在宅センターに申し込みをすることとする。

(1) 予約

はあと薬局在宅センターあて電話連絡し、空き状況を確認して、利用日・利用時間等必要事項を伝え予約するものとする。

なお、予約の受付時間は、月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）の9：00～17：00とする。

(2) 利用申込書

利用が決定した場合は、利用申込書（別記1）に必要事項を記入の上、利用当日にはあと薬局在宅センターに提出するものとする。

(3) 利用時間

利用時間は、原則として月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）の9：00～17：00までとする。なお、当日の時間延長は、予約状況により出来ない場合がある。

(予約の取消し)

第3条 予約を取消す場合は、速やかにはあと薬局在宅センターに連絡するものとする。

(利用方法)

第4条 本施設を利用する際には、はあと薬局在宅センターが別に定める無菌調製内規に従い作業しなければならない。

(施設利用料)

第5条 本施設の利用料金は、別記2のとおりであり、利用当日に直接支払うものとする。

(原状回復)

第6条 利用終了後は、清掃し利用前の状態まで原状回復しなければならない。

清掃については、無菌調製内規に従い行わなければならない。

(免責)

第7条 本施設利用中の物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、

はあと薬局在宅センターは一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(担保)

第9条 年1回程度パーティクルカウンターを用いISO14644-1に規定するク

ラス7以上を確認するものとする。

(付則)

本要綱は、平成26年4月より適用するものとする。